

## 保険料の納め方

### 特別徴収

年金額が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせた保険料額が「年金額の2分の1」を超えない方は、年金から天引きされます。

年度の途中で、75歳になった方、町外から転入された方などは、一定期間特別徴収にはなりません。

年6回の年金定期払いの時に、年金受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月(第1期)	【仮徴収】
6月(第2期)	前年の所得が確定するまでは、令和2年2月と同額を3回分仮徴収として納めます。
8月(第3期)	

10月(第4期)	【本徴収】
12月(第5期)	前年の所得が確定後、年間の保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。
2月(第6期)	

### 普通徴収

口座振替や納付書で個別に納付します。

7月に当該年度の保険料が決定され、当月～翌年2月(7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)の8回で納めます。

※ 令和2年4月からコンビニ収納を開始します。

### 保険料納付方法の選択

特別徴収(年金から天引き)に替えて「 口座振替」による普通徴収を選択することができます。希望する方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

家族などの口座から振替に変更した場合、社会保険料控除の適用は「振替口座の名義人」になります。

#### 口座振替が便利です

「預(貯)金通帳」「通帳印」「保険証」を持参し、取扱金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きしてください。

問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111(内1119・1120)

## 離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

**離婚後2年以内に手続きをする必要がある**ので、早めに、近くの年金事務所または年金相談センターまで相談してください。

### ■ 離婚時の年金分割のイメージ

- ▽ 会社勤めの方などが加入する厚生年金は、給与などの報酬額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ▽ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額を二人で分割できます。

### ■ 年金分割の方法(2種類)

- ① 合意分割
  - ・ 二人からの請求により、年金を分割できます。
  - ・ 年金分割の割合は、二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。
- ② 3号分割
  - ・ 夫が会社勤めである専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方)であった方からの請求により、年金を分割できます。
  - ・ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
  - ・ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

■ 問い合わせ先 ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322 ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

※ 年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページを参照してください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>